

ドイツ会計・税務ニュースレター

第 42 回 サステナビリティ

オムニバス法案第一弾

CSRD、EU タクソミー規則、CSDDD の簡素化案の公表

2025 年 3 月

はじめに

欧州委員会（EC）は 2025 年 2 月 26 日、EU のサステナビリティ報告に関する規則の簡素化を目的とした、オムニバス法案の第一弾を公表しました¹。この法案パッケージは、企業の負担を軽減し、好ましいビジネス環境を提供することで、より持続可能な経済へ移行することを目的とします。

本稿では、オムニバス法案のうち、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）、EU タクソミー規則、およびコーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令（CSDDD）の変更を提案する委任法草案の概要をお伝えします。

※ 本稿は、Grant Thornton AG（グラントソントン・ドイツ）が作成したものを、和訳・編集したものです。原文（ドイツ語）は[こちら](#)をご参照ください。

Contents

- ・ CSRD の簡素化案サマリ
- ・ EU タクソミー規則の簡素化案サマリ
- ・ CSDDD の簡素化案サマリ
- ・ 立法化のための次のステップ
- ・ 慎重に準備する

CSRD の簡素化案サマリ

- ・ CSRD の報告義務を、①従業員数 1,000 人超、かつ②年間売上高 50 百万ユーロ超または総資産 25 百万ユーロ超の企業に限定する（上場、非上場は問わない）。すなわち、上場中小企業や、大企業であっても従業員数が 1,000 人以下の企業を、CSRD の報告義務の対象から除外する。
- ・ 「第 2 ウェーブ」の企業、つまり現行規則上、2025 会計年度に初めてサステナビリティ報告が義務付けられる非上場企業に対する最初の報告義務を、2 年間延期する。
- ・ 欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）を簡素化し、データポイントの数を削減し、不明確と考えられる規定を明確にし、他の規則との整合性を高める。
- ・ セクター固有の ESRS の公表要件を削除する。

¹ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_614

- CSRD の報告義務がない、または対象に含まれなくなった企業に、EFRAG の中小企業向けサステナビリティ報告基準（VSME 基準）に基づく任意の報告を可能とする。
- 報告企業が、バリューチェーン内の従業員数 1,000 人以下の企業から入手できる情報を、VSME 基準で要求される情報に限定する。
- 現行規則では導入後数年間で限定的保証から合理的保証へ移行する予定としているところ、合理的保証へは移行せず、限定的保証を継続する。

EU タクソミー規則の簡素化案サマリ

- 将来的な CSRD 報告の対象企業のうち、年間売上高 450 百万ユーロ以下の企業は、タクソミー規則の適用を任意とする。
- 企業の事業活動において財務的に重要でない経済活動（売上高、設備投資、総資産の 10%以下）について、タクソミーの適格性と整合性の評価を免除する。
- レポートテンプレートを簡素化することで報告範囲を大幅に縮小するとともに、環境目的において「著しい害を及ぼさない（DNSH）」ための基準を見直す。

GSDDD の簡素化案サマリ

- 最初の移行期限を 1 年延期し、2028 年 7 月 26 日とする。
- デューデリジェンスの要件を簡素化するとともに、直接的なビジネスパートナーに対する調査のみを必須とする。定期的なモニタリングの頻度を 1 年から 5 年に延長する。
- 民事責任に関する EU の統一要件を削除し、加盟各国の民事責任制度に従う。
- トリクルダウン効果を低減するため、報告企業が中小企業に要求できる情報を VSME 基準で要求される情報に限定する。

立法化のための次のステップ

本簡素化案はまだ草案であり、導入のためには欧州議会と EU 理事会の承認を経る必要があります。また、今後の議論によって、内容が大幅に変更される可能性もあります。さらに、実際に EU 加盟国内で法的効力を持たせるためには、これら指令を加盟各国の国内法に採用する必要があります。

慎重に準備する

「第2 ウェーブ」の企業に対する CSRD の最初の適用日を延期することで、サステナビリティ報告に必要なプロセスと内部統制を確立するために必要な時間を確保できます。この機会に、マテリアリティ分析をすすめ、関連するデータポイントを特定してください。特に成長フェーズにある企業の場合、今後の報告要件に備えるために、早い段階から厳格な CSRD の報告義務を意識しておくことが有用です。

既に CSRD による報告義務の対象外となっている場合は、早期に VSME 基準への適合をチェックすることをお勧めします。これにより、顧客や金融機関等のステークホルダーからの個々の要求に、時間をかけて対応するといった事態が回避でき、高まる市場の期待に応えることで、競争上の優位性を確保することができます。

私たちは、サステナビリティ報告の方針策定、プロセスの最適化、さらには非財務情報を経営管理に取り入れて競争優位性を確保するための施策について、喜んでサポートいたします。お問い合わせください。

お問い合わせ先

Grant Thornton AG (グラントソントン・ドイツ) では、ドイツに進出する日系企業のために、デュッセルドルフ・オフィスにジャパンデスクを設けています。監査・保証業務、税務申告、給与計算、記帳代行、M&A トランザクションアドバイザー、内部統制構築支援、事業戦略コンサルティングなど、各種の会計税務サービスをご提供しています。

担当者



井上 広志 Hiroshi Inoue

Grant Thornton AG | Head of Japan Desk | Partner

公認会計士 (日本)

E hiroshi.inoue@de.gt.com

W grantthornton.de

Disclaimer

本文書の正確性、適切性には慎重を期しておりますが、いかなる保証も与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書で提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。